

るものがなく、成立の年次は判らないが、緒方家では、洪庵が若くして坪井信道塾で研鑽を積んでいた頃の著訳の一ではないか、と推測されている。

跡見玄山と適塾

田崎 哲郎

跡見玄山は、適塾姓名録番号三九四番、安政三年（一八五六）

十月十六日に入門している。その略歴は蘭研十五回大会の折富安次氏と共同で報告したので、蘭研研究報告二七一号を参照されたい。ここではその後出てきた同人に関する資料の中、適塾と関連のあるもの二、三を紹介する（史料コピー配布）。

一、玄山の医師、三河国額田郡本宿村の医師宇都野龍碩より玄山宛の手紙、安政四年三月十二日付（読み下し文は拙稿「在村蘭方医の一樣相」愛知大学文学論叢六九に載せてある）。

文中岩崎または俊斎という人物について記しており、同人を玄山が龍碩に紹介した手紙を前に出している様子である。これは安政元年四月に適塾に入門した薩摩藩の岩崎俊斎のことと思われる。同人は同藩の他の二人と共に、青木周弼門にいたのを島津斎彬の命で適塾に移っていた。龍碩は、長崎に留学したことがあり、周弼は出府の途次、東海道に面している龍碩宅にいつも立寄っていたといわれ、龍碩は周弼に蘭方医学の示教を受けていたようだ。龍碩と周弼の関係を前提に、もと周弼門にいた岩崎の事を知らせたものと思われる。鎖陰の治療法について適塾に新工夫はないかと尋ねているが、龍碩は実兄や従兄が華岡門下であり、同

門で知られた鎖陰の手術法について、適塾入門前に華岡門に一年間いた玄山の華岡流の知識を前提に、一層の良法を質問しているといえよう。この頃三河の岡崎近在では「聖京偈」(シンキング、流行性感冒)が流行しているが、大阪でも同様と聞いているように大流行がうかがえる。なお玄山は、三月頃帰京するかもしれない旨前に知らせていたようである。

二、玄山から龍碩宛の手紙、安政四年五月一日付。江戸から帰郷の途中の島津斎彬が四月二〇日に大阪に着き、岩崎俊斎を呼び出して、江戸に行くように命じたので、岩崎の他二人が五月一日出立した。玄山は早く帰郷のつもりだったが、岩崎との同行を考えて遅らせていたところ、岩崎が君命で出発が早まり、玄山は丁度風邪で遅れてしまった旨報している。ところで大村益次郎の鳩居堂の門人籍をみると、五月二六日のところに、岩崎、有馬洞運、松崎鼎甫の三人の薩藩関係者の名前が出ている。岩崎、有馬は周弼門、洪庵門、益次郎門と君命で動いており、より軍事科学的な方向へと進んでいったとみられ、薩摩藩のこの段階で洋学的人材の養成に、斎彬の意向が強く働いていたことがうかがえる。薩摩藩の洋学の荷い手の中、中堅的な人々についてはよくわかっていないだけに、この事実は注意されるが、その後の三人についてはわからない。松崎は『福翁自伝』に福沢が長崎で最初にオランダ語を習った人物として出ており、さらに適塾に後からはいつてきた松崎に福沢が教えたように書いてある。しかし適塾入門は松崎の方が早く、『福翁自伝』にみられるいくつかの矛盾した記述の一つになっている。松崎は村医の子弟だが、藩の命令下にあっ

たようだ。なお、適塾姓名録に松崎のところに、のちに梅毒で死んだ旨の付記があるが、これは事実を確認した上で記載とは思われない。

三、玄山が洪庵に貰った「扶氏医戒之略」について。

発見時、軸の瑞裏に「安政三巳年大坂府緒方洪庵先生家在塾中師ヨリ賜之者也 跡見菅満藤原武正と後年の筆で記してあった。その存在は前記発表の際報告しておいたが、その折緒方富雄氏は他から出るものは信用されないう、偽物ではないかといっておられた。洪庵の字は特色のあるもので、いくつか見ればすぐわかるものである。この軸は整書してあり、その点今まで知られたものの中最も整ったものである。卷末年時は「安政丁巳春三月」となっており、旧来の二本が「正月」となっているのと異なる。玄山ははじめ三月頃帰郷するつもりだったようなので、その時書いて貰ったものだろう。他にも玄山のように、離塾の折医者の戒めとして、貰ったものが何人かいたのではなからうか。なお、本文中にはその他小さな部分で、旧来のものと異なっている点もいくつがある。

四、安政六年（一八五九）二月二日付の龍碩から玄山宛の手紙（前記拙稿に読み下し文あり）。地方の蘭方医相互間の西洋医学書の訳本の貸借や、種痘の痘痂の融通の様子がうかがえる。

なお、玄山については拙稿「洋学論再構成試論―跡見玄山の場合を手がかりとして―」（思想六六五号一九七九年十一月）を参照願えれば幸いである。

日本のインターン制度

山本俊一

昭和二十一年二月、占領軍総司令部公衆保健部長サムス大佐によりわが国へのインターン制度の導入が勧告され、同年八月三日にインターン関係勅令が公布され、同年一〇月一日よりこの制度が実施されたが、医学教育体系を変えないで実地修練コースだけをつけ加えたこと、戦争直後のため受け入れ体制が不備であったこと、およびインターン生の身分が不安定であったことなどの問題があった。

この制度の発足当時から医学生およびインターン生は、制度改善の要求を行ってきたが、昭和三十七年には医育者の側からもインターン制度廃止の方向を目指して検討が加えられるようになり、昭和三十八年にはすでに現行インターン制度廃止の意見が広く各界に浸透していた。しかし、制度の改善が完全廃止かについては見解が別れていた。昭和三十九年には、卒業と同時に国家試験を行なって医師免許証を与える点では各界の意見が一致したが、インターン制度の廃止についてはなお一部に異論があった。

昭和四十年には、厚生省は（一）卒業と同時に医師国家試験を行なう、（二）合格者には一種の仮免許を与える、（三）その後一定期間の実地修練を行なう、（四）実地修練終了後に正式の医師免許を与える、という案を国会に上程したが、各界に反対が起こり、審議に至らなかった。

昭和四十一年には、現行インターン制度を廃止し、卒業後に国